

第 号 届出確認書不交付通知書 年 月 日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第2項(第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知する。 年 月 日 住所 殿 公安委員会 印	
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
営業所又は受付所の所在地	〒() () 局 番
(ふりがな) 営業所の名称又は 広告若しくは宣伝 をする場合に使用 す る 呼 称	
交付できない理由	上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。 注1) この規定に違反して店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業を営んだ者は、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 注2) この規定に違反して店舗型電話異性紹介営業を営んだ者は、2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

備考

- 1 受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。